

# 不審死の捜査についての大学生の素朴な自殺の判断<sup>1),2)</sup>

—遺書の有無および自殺を支持しない故人情報の提示の有無の影響—

入山 茂\*

## Lay Judgment of Suicide by Japanese University Students in Suspicious Death Investigations

—Effects of the Presence or Absence of a Suicide Note and Deceased's Information Not Supporting Suicide—

Shigeru IRIYAMA\*

This study examined the relationship between judgements of suicide by laypersons in suspicious death investigations, and the presence or absence of a suicide note and deceased's information that did not support suicide. We asked university students to judge the possibility of suicide in a fictitious investigation of suspicious death; 72 subjects received a case with "a suicide note" and deceased's information, 71 subjects received a case with "a suicide note" and without deceased's information, 71 subjects received a case with "no suicide note" and deceased's information, and 72 subjects received a case with "no suicide note" and without deceased's information. Analysis of variance results showed that subjects who received a case with "a suicide note" judged the possibility of suicide as slightly higher than subjects receiving cases without "a suicide note". Subjects who received the deceased's information judged the possibility of suicide as slightly higher than subjects without it.

**key words:** Inference of cause of death, Suicide note, Deceased's information, Postmortem inspection, Investigative psychology

### 問 題

#### 死因の推定手続き

死因の推定手続きは、捜査の端緒として実施される、「犯罪性の有無を鑑別することを目的として、法科学の知識に基づいて遺体の状況を分析することにより、遺体の死因(自然死・事故死・自殺・他殺)を推定しようとする手続き」(入山, 2016, p.254)であ

る。特に死因の推定手続きは、自然死以外の死因で、かつ他殺が疑われる不審な死亡事例(以下、不審死とする)の捜査において重要となる。捜査への研究知見の応用を目指す捜査心理学の領域では、犯罪者プロファイリング等をテーマに研究が行われてきた。今後、研究の蓄積が期待されるテーマの1つが、死因の推定手続きをテーマとした研究(以下、死因の推定手続き研究)であるといわれている(Canter &

<sup>1)</sup> 本研究を実施するにあたりご指導くださいました東洋大学社会学部の桐生正幸先生に深く感謝申し上げます。本論文の審査の過程で、貴重なご助言をくださいました2名の匿名の審査者の先生に深く感謝申し上げます。

<sup>2)</sup> 本研究は、日本心理学会第82回大会で発表した内容を大幅に加筆、修正したものである。

\* 東洋大学大学院社会学研究科

Graduate School of Sociology, Toyo University, 5-28-20 Hakusan, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8606, Japan

Youngs, 2009)。

欧米の一部の地域では、実務レベルの死因の推定手続き研究として、自殺または自殺以外の死因(事故・他殺)であるかの判断が難しい不審死について、主に臨床心理学の専門家が故人の認知、感情や行動に関する情報と死体現場の情報を総合し、故人の心理的側面からみた自殺の可能性の高低を事例分析的に推定する試みが行われている。この試みは、心理学的検死(psychological autopsy)と呼ばれ、米国ロサンゼルス郡検死局では1950年代後半から現在まで、著名人を含む数多くの死亡事例について実施されている(Botello, Noguchi, Sathyavagiswaran, Weinberger, & Gross, 2013)。心理学的検死研究は、米国の都市部において、死体の調査や解剖を自ら行い、死因の推定手続きを実施するメディカルイグザミネーター(medical examiner)、英国において、警察、大学医学部や病院に調査や解剖の指示を行い、死因の推定手続きを実施する coroner やその他の国・地域の関係機関からの依頼により実施されている。メディカルイグザミネーターは、法医学の専門医の資格を持つ、終身制の専門の行政官である。Coroner とは、主に法律を専門とする終身制の専門の行政官である(南立, 2018)。他にも、死因の推定手続き研究の事例として、捜査心理学者のCanter(1999, 2005)が、英国警察からの依頼により、故人が遺書のようなメモを残し、縊死している不審死について、遺書の内容分析等の助言を行っている。

#### 日本における死因の推定手続き研究とその課題

欧米と比較すると、日本では、実務レベルの死因の推定手続き研究はほとんど実施されていない(入山, 2015)。日本では、都道府県警察に在籍する、2年程度の任期制で、死体の取り扱いを専門とする警察官(以下、検視官とする)、検視官の業務を補助する警察官(以下、補助者とする)、不審死の通報を受けた際に第一次的に携わる所轄警察署刑事課強行犯係の警察官(以下、警察官とする)が死因の推定手続きの実施者になっている。検視官、補助者、警察官(以下、検視官等とする)は、警察大学校法医学専門研究科、管区警察学校検視実務専科や都道府県警察において実施される、検視官等を対象とした教育訓練を受講し、それぞれの職務に応じた法医学等の専門的な知識・技術を修得し実務に就いている(警察庁, 2019a; 長崎大学医学部法医学教室, 2017; 日本法医学会,

2009)。

実務では、不審死の通報を受けると、検視官等は互いに連携し、まず、刑事訴訟法229条2項に基づき、検察官の代行として、検視と呼ばれる死体の状況の調査を実施している。検視では、警察医による医学的な支援を受けながら、死体現場、死体全体、死体各部の順に観察が行われる。また、死体現場および死体の状況を補足する目的で、関係者への聞き込み調査が行われる(警察庁刑事局刑事企画課, 1991; 神奈川県警察本部刑事部検視研究会, 1995; 捜査実務研究会, 2008)。必要があると判断された場合は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき、簡易な器具を使用した体液、尿や薬毒物の採取、および死体の出血状況の確認、薬毒物検査や死亡時画像診断が行われる(死因・身元調査法制研究会, 2014)。さらに、検視を進める中で、犯罪性が疑われる場合は、刑事訴訟法に基づき司法解剖が行われる。

次に、検視官等は、得られた死体現場および死体の情報を分析し、系統的に整理していく。公開されている資料をみると、検視官等は、都道府県警察の鑑識課(例:指紋や足跡の分析、現場写真の撮影)、科学捜査研究所(例:血液検査、DNA型検査)、警察医(例:検案)や大学医学部法医学教室(例:死体の解剖、薬毒物検査、DNA型検査)から支援を受けて、法医学や現場鑑識等の法科学的アプローチから分析していることがうかがえる(池谷・櫻田, 2018; 久保, 2019; 死因・身元調査法制研究会, 2014)。

最後に、検視官等は、科学的に裏付けされた情報に基づき、死因が自然死、事故死、自殺または他殺のいずれであるかを判断している(警察庁, 2019b; 警察庁刑事局刑事企画課, 1991 捜査実務研究会, 2008)。

以上の実務状況より、日本の実務では、欧米のように心理学の専門家が実務に参加し、実務レベルの死因の推定手続き研究を実施できる体制ではない。検視官等が故人の心理的側面についての分析や助言を必要とする場面も少ないことがうかがえる。日本の実務状況を踏まえると、実務レベル以外の死因の推定手続き研究に着目する必要がある。Canter(1999, 2005)は、心理学アプローチから死因の推定手続きに伴う問題を整理することにより、基礎的な研究の実施が可能であると指摘している。ただし、実務レベルの死因の推定手続き研究と比較して、基礎レベルの死因の推定手続き研究の蓄積は、海外を含めても未

だ十分ではない。例えば、社会一般の人たち(以下、一般の人とする)は、日常生活において、新聞、雑誌、テレビ、ラジオやインターネット(以下、マスメディアとする)で報道される不審死の捜査について、素朴に死因を推理することがある。しかし、一般の人の不審死の捜査についての素朴な死因の判断についてはほとんど検討されていない。そこで、本研究では、日本の死因の推定手続き研究の端緒となることを目指し、不審死の捜査についての素朴な死因の判断を検討する。

### 素朴な自殺の判断と遺書および故人情報の関連

不審死の捜査についてのマスメディアの報道では、遺書に関する情報に言及されることがある。一般的に、遺書の存在は、自殺であるとの直感的な判断を促す可能性が指摘されている(櫛引, 1987; 芹沢, 1979, 1981; 滝沢, 1982)。入山(2017a)は、遺書に対する人の判断について、会社員182人、元警察官182人を対象に質問紙調査を行っている。記述統計による分析の結果、遺書が残されているという情報は、自殺である可能性を支持すると考えた割合は、会社員が85.7%、元警察官が79.1%であった。入山(2017a)の調査における会社員の判断結果をみると、遺書が残されている情報(以下、遺書有り情報とする)を得た場合、自殺であるとの素朴な判断が行われることが予想される。しかし、これまで、遺書有り情報が素朴な自殺の判断に及ぼす影響はほとんど実証されていない。

また、入山(2017a)の調査では、遺書が残されていないという情報(以下、遺書無し情報とする)を得た場合に、どのように素朴な判断が行われるかについて検討されていない。警察庁の統計(警察庁生活安全局地域課, 2007)によれば、2006年中の自殺事例のうち、32.5%が遺書の残されている事例、67.5%が遺書の残されていない事例であった。遺書が残されていなくとも、自殺であると判断される事例が報告されているが、遺書無し情報を得た場合における素朴な自殺の判断について先行研究はほとんどない。遺書有り情報と遺書無し情報を実験的に操作し、不審死の事例について自殺の可能性を判断させることにより、素朴な自殺の判断に遺書の有無が及ぼす影響を実証する必要性はあると考える。そこで、本研究の第1の目的は、不審死の捜査についての素朴な自殺の判断と遺書の有無を検討することにした。

本研究では、遺書の有無以外に、関係者の供述、聞き取り調査の結果や生活環境から得られる、故人の認知、感情、行動や死亡時の状況に関わる情報(以下、故人情報とする)にも着目する。Jobs, Berman, & Josselson(1986)は、米国のメディカルイグザミナーを対象に、10種類の死亡事例について、独立変数を故人情報の提示(提示有り・提示無し)、従属変数を死因の判断(事故・自殺・不明)とする実験を行っている。 $\chi^2$ 検定による分析の結果から、不審なタイプの自動車の運転による死亡、子どもの死亡、自体愛による死亡の事例について、故人情報の提示有り条件の参加者は、故人情報の提示無し条件の参加者と比較して、自殺の判断が多かったことが示された。また、典型的なタイプの精神的な問題に関わる死亡と、拳銃を使用したロシアンルーレットによる死亡の事例についても、故人情報の提示有り条件の参加者は、故人情報の提示無し条件の参加者と比較して、自殺の判断が多かったことが示された。故人情報の存在が、不審または典型的なタイプなのかを問わず、直感的に自殺であるとの判断を促す可能性が示唆される。Canter(1999, 2005)は、故人情報が自殺を支持しない内容であれば、直感的な自殺の判断を抑制する可能性も指摘しているが、自殺の判断に対する故人情報の影響について検討した研究の蓄積は未だ十分ではない。一般の人がマスメディアの報道等で故人情報に触れる可能性も考えられるため、不審死の捜査についての素朴な自殺の判断に故人情報が及ぼす影響についても検討する意義はある。そこで、本研究の第2の目的として、不審死の捜査についての素朴な自殺の判断と故人情報の提示の有無を検討することにした。本研究で使用する故人情報は、Canter(1999, 2005)を参考に、自殺を支持しない内容の故人情報とする。

以上より、本研究では、不審死の捜査についての素朴な自殺の判断に影響する要因として、遺書の有無と自殺を支持しない故人情報の提示の有無の2つを検討する。遺書有り情報がある場合、自殺であるとの判断が促される一方で、その判断に対して、自殺を支持しない故人情報の提示が抑制的に影響するのであれば、遺書有り情報がある場合でも、故人情報の提示がない条件と比較して、自殺である可能性が低いと判断されることが予想される。

なお、本研究では、一般の人として、大学生を対象

Table 1 死亡事例として提示した情報の要旨

発見状況：	ホテルの一室で、故人がベッドの上に倒れていた。 故人の首には、ホテルに備え付けてある浴衣の腰紐が巻き付いていた。 ベッドの上にある天井の柱には紐らしき物で擦れたような痕跡があった。
性別・年齢・身長：	男性, 33歳, 168cm
健康状態：	故人は健康であった。
職業：	会社員。最近担当していた会社の新規事業の立ち上げに関する。 プロジェクトが順調に進んでいなかったようだ。
性格：	前向きな性格をしていたが、最近は抑うつ的な傾向もあったようだ。
対人関係：	会社内の人間関係は良くなかったようだ。
家族：	父親、母親とも健康であった。
経済的問題：	1年前に車とマンションを購入しており、金融機関から借金をしていた。
遺書：	(遺書が存在する条件の場合) 遺書が残されていた。 (遺書が存在しない条件の場合) 遺書はなかった。

とすることにした。一般的に、大学卒業後、社会人として働く大学生がほとんどであるが、社会人として働く前の段階である、不審死の捜査についての大学生の素朴な自殺の判断を実証することは、社会人として、様々な社会経験をする中で、その素朴な自殺の判断がどのように一貫しているのか、または変化しているのかを検討するうえでの基礎資料となると考えたからである。また、警察に採用された大学生が、教育訓練や実務を通じて、どのように素朴な死因の判断から、検視官等として必要とされる専門的な死因の判断を獲得していくのかを検討するうえでの基礎資料として活用することもできるのではないかと考えたからである。

## 方 法

### 実験参加者

東京都内の4年制私立大学に通う大学生296名が参加した。年齢または年齢と性別の両方が未回答、質問項目に未回答の実験参加者を除外した結果、有効回答者数は286名(男性96名、女性190名、 $M=20.60$ 歳、 $SD=1.27$ )であった。

### 質問紙の構成

本研究では、質問紙を使用した実験を行った。質問紙の構成は、(a)表紙、(b)回答方法の教示、(c)死亡事例の提示、(d)遺書の有無についての情報の提示、(e)自殺を支持しない故人情報の提示、(f)死亡事例の死因について、自殺の可能性の判断、(g)死亡事例に対するその他の質問項目への回答であった。以降、本研究では、(g)のその他の質問事項への回答については言及しない。

質問紙は4種類あり、(d)と(e)の内容は、実験参加者が割り当てられる条件によって異なっていた。

**死亡事例** 死亡事例の文章は、著者が、入山(2017b)、入山・池間・桐生(2018)を参考に作成した。その際、自殺・他殺の両方の可能性を示唆する情報とニュートラルな情報を組み合わせ、その印象が自殺または他殺のどちらかに偏らないように配慮し、Table 1に示す内容を含む、架空の不審死事例を作成した。これを提示する際、「テレビのニュースで自殺と他殺の両面から警察が調査をしているという死亡事例について放送していました。」と文章で教示を行った。

**遺書の有無** 遺書の有無についての情報は、Table 1に示した死亡事例の中に記載した。遺書有り条件には「遺書は残されていました」、遺書無し条件には「遺書は残されていませんでした」と提示した。

**故人情報の提示の有無** 故人情報の文章は、著者が作成した。その際、自殺を支持しない内容とするため、入山・池間・桐生(2018)の研究を参考にしながら、Table 2に示す、「死亡日時」、「死亡場所」、「死亡現場の状況」、「着衣の状況」、「傷の状況」、「ストレスに対する反応」、「死に対する態度」、「気分」、「睡眠薬の使用」、「アルコールの摂取」、「故人の精神衛生」に関する架空の故人情報を作成した。故人情報は、故人情報の提示有り条件のみに提示した。その際、「自殺と他殺の両面から調査している警察から中間報告がされたと、テレビのニュースで放送していました」と文章で教示した。故人情報の提示無し条件には、Jobes et al.(1986)の研究を参考に、故人情報の代替

Table 2 故人情報の要旨

死亡日時：	故人に仕事上も、プライベート上も重要な予定は入っていなかった。
死亡場所：	死亡したホテルの部屋は、本館から少し離れた別館の部屋であった。
死亡現場の状況：	財布、携帯電話、ホテルの部屋の鍵、飲みかけのビール缶、食べかけのお菓子の袋やホテルに備え付けてある浴衣、故人の私服やハンガー等が乱雑に置かれていた。
着衣の状況：	故人は、カジュアルな襟付きシャツにジーンズという服装であった。
傷の状況：	浴衣の腰紐はシャツの襟の上から巻き付けられ、喉元にカスリ傷があった。
ストレスに対する反応：	故人はストレスに対する耐性は強かったようだ。
死に対する態度：	故人は「死にたい」というような話をしたことがなかったようだ。
気分：	故人は感情の起伏はほとんどなかったようだ。
睡眠薬の使用：	故人が睡眠薬を使用することはなかったようだ。
アルコールの摂取：	故人はお酒を飲んだが、量は多く飲まなかったようだ。
故人の精神衛生：	健康管理室に勤務する精神科医に故人が精神衛生面で相談するようなことは入社以来、一切なかったようだ。

えとなる文章は提示せず、死亡事例のみを提示した。

なお、故人情報を作成するうえで参考にした、入山他(2018)の研究では、元警察官と会社員を対象に、職業、着衣、創傷、現場の状況、死亡日時、死亡場所、凶器、通院歴、家族の病歴、パーソナリティ、気分、ストレスに対する反応、財政的問題、薬品の使用、嗜好品、対人関係、死に対する態度、病気の18項目について、死因を判断するうえで、自殺とどの程度関連する情報か、5件法(「自殺ととても関連する」、「自殺と少し関連する」、「他殺ととても関連する」、「他殺と少し関連する」、「わからない」)で回答させている。記述統計による分析の結果、元警察官182名、会社員182名のうち、「自殺ととても関連する」、「自殺と少し関連する」以外の選択肢を回答した人は、職業を除く17情報について、それぞれ8割、職業について、それぞれ7割を超えていた。

**自殺の判断** 死亡事例の死因について、7件法(1=「自殺の可能性が非常に高い」から7=「他殺の可能性が非常に高い」)により自殺の判断を求めた。

#### 実験計画

遺書の有無(遺書有り・遺書無し)と故人情報の提示の有無(故人情報の提示有り・故人情報の提示無し)を独立変数、自殺の判断を従属変数とする2要因参加者間計画であった。

#### 手続き

実験は、大学の講義時間内に集団で実施した。質問紙を配布する際、ランダムかつ一部の条件に配布部数が偏らないよう配慮し、実験協力者が質問紙を配布した。倫理的な配慮として、実験を開始する前に、

回答は任意であり、途中で回答を止めることができることを説明した。その後、実験参加者に質問紙への回答を求めた。

#### 分析手続き

**分析手続き** 自殺の判断について、記述統計による分析および遺書の有無と故人情報の提示の有無を独立変数とする2要因参加者間の分散分析を行った。

**分析ソフト** 記述統計、分散分析はSAS Institute株式会社が提供するJMP 14 PRO、効果量の算出とグラフの作成はHAD16(清水, 2016)を使用した。

## 結 果

#### 記述統計

有効回答者286名のデータを全て採用し、自殺の判断について分析を行った。平均値が1ポイントに近いほど自殺の可能性、4ポイントに近いほど他殺のどちらでもない、7ポイントに近いほど他殺の可能性が高いと判断していたことを示していた。

まず、素朴な自殺の判断と遺書の有無の関連について、遺書有り条件143名(男性47名、女性96名)、遺書無し条件143名(男性49名、女性94名)を対象に分析した結果、自殺の可能性の平均は、遺書有り条件で $M=3.15$  ( $SD=1.50$ )、遺書無し条件で $M=3.76$  ( $SD=1.57$ )であった。つまり、質問紙に提示した死亡事例について、遺書有り条件は、「自殺の可能性がやや高い」、遺書無し条件は、「他殺のどちらでもない」に近い判断であった。

次に、素朴な自殺の判断と故人情報の提示の有無

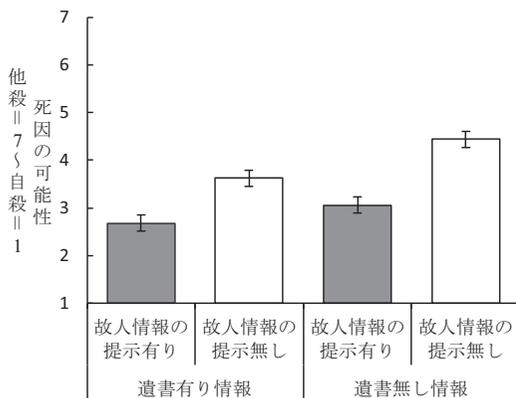


Figure 1 各条件における自殺の判断の平均 (エラーバーは標準誤差)

の関連について、遺書有り・故人情報の提示有り条件 72 名(男性 22 名, 女性 50 名), 遺書有り・故人情報の提示無し条件 71 名(男性 25 名, 女性 46 名), 遺書無し・故人情報の提示有り条件 71 名(男性 27 名, 女性 44 名), 遺書無し・故人情報の提示無し条件 72 名(男性 22 名, 女性 50 名)を対象に分析した結果, 自殺の可能性の平均は, 遺書有り・故人情報の提示有り条件で  $M=2.68$  ( $SD=1.23$ ), 遺書有り・故人情報の提示無し条件で  $M=3.62$  ( $SD=1.60$ ), 遺書無し・故人情報の提示有り条件で  $M=3.06$  ( $SD=1.38$ ), 遺書無し・故人情報の提示無し条件で  $M=4.44$  ( $SD=1.43$ )であった (Figure 1)。つまり, 質問紙に提示した死亡事例について, 遺書有り・故人情報の提示有り条件は「自殺の可能性がやや高い」, 遺書有り・故人情報の提示無し条件は「自他殺のどちらでもない」, 遺書無し・故人情報の提示有り条件は「自殺の可能性がやや高い」, 遺書無し・故人情報の提示無し条件は「自他殺のどちらでもない」に近い判断であった。

#### 分散分析

自殺の判断について, 2 要因の分散分析を行った結果, 遺書の有無×故人情報の提示の有無の交互作用は統計的に有意ではなかった ( $F(1, 282)=1.80$ ,  $ns$ ,  $\eta_p^2=.01$ )。遺書の有無 ( $F(1, 282)=12.84$ ,  $p<.01$ ,  $\eta_p^2=.04$ ) と故人情報の提示の有無 ( $F(1, 282)=48.24$ ,  $p<.01$ ,  $\eta_p^2=.15$ ) の主効果は統計的に有意であった。つまり, 質問紙に提示した死亡事例の死因について, 遺書有り条件 ( $n=143$ ,  $M=3.15$ ,  $SD=1.50$ ) の実験参加者は, 遺書無し条件 ( $n=143$ ,  $M=3.76$ ,  $SD=1.57$ )

の実験参加者よりも, 自殺の可能性が高いと判断した。また, 故人情報の提示有り条件 ( $n=143$ ,  $M=2.87$ ,  $SD=1.32$ ) の実験参加者は, 故人情報の提示無し条件 ( $n=143$ ,  $M=4.03$ ,  $SD=1.57$ ) の実験参加者よりも, 自殺の可能性が高いと判断した。

#### 考察

本研究では, 大学生を対象に, 架空の不審死の捜査について自殺の可能性を判断させることにより, 不審死の捜査についての素朴な自殺の判断と遺書の有無および故人情報の提示の有無の関連を検討した。

#### 素朴な自殺の判断と遺書の有無の関連

本研究の第 1 の目的は, 素朴な自殺の判断と遺書の有無の関連について検討することであり, 遺書有り情報を得た場合, 自殺であるとの判断が促されることが予想された。まず, 遺書有り条件の判断の平均の値は, 「自殺の可能性がやや高い」に近く ( $M=3.15$ ,  $SD=1.50$ ), 遺書無し条件の判断の平均の値は, 「自殺・他殺のどちらでもない」に近い ( $M=3.76$ ,  $SD=1.57$ ) ことが示された。次に, 遺書の有無の主効果は有意であったことから, 遺書有り条件は, 遺書無し条件と比較して, 自殺の可能性をやや高く判断していたことが示された。予想したとおり, 遺書有り情報を得た場合, 自殺であるとの判断が促される結果が示された。本研究の結果は, 遺書の存在が, 人の直感的な自殺の判断を促す可能性 (櫛引, 1987; 芹沢, 1979, 1981; 滝沢, 1982) を支持するものであった。ほとんど検討されていなかった, 遺書無し情報を得た場合における素朴な自殺の判断については, 自殺・他殺のどちらともいえないとの判断が行われる可能性が示唆された。

実務では, 遺書は, 自殺を偽装するため, 犯人により偽造されている可能性がある (警察庁刑事局刑事企画課, 1991; 芹沢, 1979, 1981; 滝沢, 1982)。検視官等は, 遺書有り情報を得たとしても, 故人の筆跡および指紋との照合や関係者への事情聴取により, その真偽を判定するよう徹底することが指導されているのが実情である (鳥取県警察本部, 2012)。一方, 法医学や自殺行動に関わる心理学の領域では, 遺書は, 故人の自殺の動機, 自殺直前の感情や心理状態を直接うかがい知ることのできる数少ない資料であるといわれている (越永, 1979; Shneidman & Farberow, 1957; 大原・清水訳, 1975)。遺書は, 一般

の人にとっても、故人の自殺に対する企図性を想起させやすく、素朴に自殺であると判断するうえでの主観的な手がかりとしては作用する可能性がある。すなわち、本研究の実験に参加した大学生は、遺書有り情報を得た場合、遺書に故人の自殺の動機や原因が書き残されていると直感的に判断し、その不審死の捜査について、故人の自殺企図を高く見積もった可能性が考えられる。また、遺書無し情報を得た場合、故人の自殺の動機や原因をうかがい知ることのできる情報が少ないと直感的に判断し、その不審死の捜査について、故人の自殺企図を低く見積もった可能性が考えられる。また、本研究の実験に参加した大学生は、自殺事例の中に遺書が残されていない事例(警察庁生活安全局地域課, 2007)があることについての知識を持っていなかった可能性も考えられる。

ところで、本研究では、素朴な自殺の判断に遺書有り情報が及ぼす影響は、自殺の可能性をやや高める程度であったことが示された。米国の陪審員研究の文脈ではあるが、犯罪推理ドラマ・映画を視聴する頻度の高い人は、視聴する頻度の低い人と比較して、被告の有罪を証明するうえで必要と考える法科学関連の証拠の量がより多いこと、また法科学関連の証拠が少ない場合は有罪と判断する可能性が低いことなどが先行研究で示されている(John, 2015; Ryan & Rachel, 2007)。近年、日本でも、日本や欧米の犯罪推理ドラマ・映画が放送されており、大学生が視聴する機会も少なくない。本研究では、遺書有り情報だけを提示したが、実験に参加した大学生は、遺書の内容も考慮する必要があると考え、自殺の可能性をやや高く判断するにとどまった可能性がある。今後、遺書有り情報を得た場合に、さらに遺書の内容をどのように考慮し、素朴に自殺の判断が行われるかを実証する必要がある。その際、遺書有り情報を得た場合でも、例えば遺書の内容が、その他の捜査情報と合致している条件とその他の捜査情報と矛盾している条件では、自殺の可能性についての判断が異なる可能性が考えられる。また、パーソナリティと遺書が偽装されたものであると素朴に疑う傾向も(Knight, Furnham, & Lester, 2000)、遺書の内容を考慮する際に影響する可能性が考えられる。

#### 素朴な自殺の判断と故人情報の提示の有無の関連

本研究の第2の目的は、素朴な自殺の判断と故人

情報の提示の有無の関連について検討することであり、遺書有り情報を得た場合であっても、自殺を支持しない故人情報が提示された条件では、その故人情報が提示されない条件と比較して、自殺である可能性が低いと判断されることが予想された。

まず、遺書有り・故人情報の提示有り条件 ( $M=2.68$ ,  $SD=1.23$ ) および遺書無し・故人情報の提示有り条件 ( $M=3.06$ ,  $SD=1.38$ ) の判断の平均の値は「自殺の可能性がやや高い」に近く、遺書有り・故人情報の提示無し条件 ( $M=3.62$ ,  $SD=1.60$ ) および遺書無し・故人情報の提示無し条件 ( $M=4.44$ ,  $SD=1.43$ ) の判断の平均の値は「自殺・他殺のどちらでもない」に近いことが示された。次に、遺書の有無と故人情報の提示の有無の交互作用は有意ではなく、遺書の有無と故人情報の提示の有無の主効果がそれぞれ有意であった。

予想とは異なり、故人情報が自殺を支持しない内容であれば、自殺に対する直感的な判断を抑制するという Canter(1999, 2005)の指摘は実証されなかった。むしろ、故人情報の提示が、直感的に自殺であるとの判断を促すとする Jobs et al.(1986)の実験結果が支持される結果となった。この結果について、いくつかの可能性が考えられる。まず、本研究の判断対象であった、死亡事例 (Table 1) に記載された死亡者の男性(中年・会社員)と、判断者であった実験参加者の大学生の年齢と職業についての心理的距離の遠さが、故人情報についての大学生の解釈に影響した可能性が考えられる。心理的距離とは、対象が、「現在」、「ここ」にいる自分から時間的、空間的、社会的または仮想的にどの程度離れているかについての主観的な経験であるとされ、心理的距離が遠いと知覚されるほど、抽象的な解釈が行われ、望ましが重視されることが指摘されている (Trope & Liberman, 2010)。Nussbaum, Liberman, & Trope (2003)、谷口・池上(2018)は、心理的距離の例として時間的距離を取り上げ、時間的距離が遠いと知覚された場合、対象の原因が、内的要因に過度に帰属されることを指摘している。本研究では、社会的距離(年齢と職業)が遠いと知覚されたことにより、実験に参加した大学生が、死亡者の男性の認知、感情、行動や死亡時の状況 (Table 2) の原因を、外的要因(他殺の可能性)ではなく、内的要因(自殺の可能性)に帰属した可能性があり、例えば、死亡日時に関する故人情報に

ついて、「(偶然に)重要な予定は入っていなかった」と解釈せず、「(自殺を意図して)重要な予定は入っていなかった」と解釈した可能性が考えられる。ところで、社会的距離(年齢と職業)が遠いと知覚されていたのであれば、故人情報の提示無し条件( $n=143$ ,  $M=4.03$ ,  $SD=1.57$ )においても、死亡事例(Table 1)に記載された情報を、死亡者の男性の内的要因に帰属し、自殺の可能性が高いと判断されたはずである。しかし、分析結果は「自殺・他殺のどちらでもない」に近い平均の値を示していたことから、故人情報の解釈と心理的距離の関連についてさらなる検討が必要である。

次に、故人情報が、死亡事例(Table 1)に記載された死亡者の男性に関する情報の解釈に影響を及ぼした可能性が考えられる。Dror(2018), Kukucka & Kassir(2014)は、分析を行ううえで本質的ではない、またはまったく関係のない、容疑者の個人的な情報、犯罪歴や自白の有無等の情報の提示は、指紋、筆跡、血液やDNA型等の分析結果の解釈を偏らせることを指摘している。また、綿村・分部・高野(2009)は、被告の量刑判断にまったく関係のない、加害者または被害者の個人的な情報(犯人ポジティブ条件:「犯人が5千万円と不動産を得た」・被害者ネガティブ条件:「被害者の母が交通事故に遭った」)を提示する条件と提示しない条件に大学生を割り当て、架空の傷害事件の裁判事例について量刑を判断させる実験を行っている。その結果、被告の量刑判断にまったく関係のない情報を得た条件(犯人ポジティブ条件・被害者ネガティブ条件)において量刑が重く判断されることが示されている。本研究では、自殺を支持しない内容ではあるものの、故人情報が提示されたことにより、実験に参加した大学生の心理過程において、死亡事例に記載された死亡者の男性に対するイメージや感情が形成され、その素朴なイメージや感情が自殺であるとの判断を促した可能性が考えられる。しかし、本研究では、実験に参加した大学生が、自殺を支持しない内容の故人情報が提示された場合、死亡者の男性に対して、どのようなイメージや感情を形成したかについて検討できてはならず、さらなる検討が必要である。

#### 本研究の意義と課題

本研究は、大学生が不審死の捜査について素朴に死因を判断する場合、遺書有り情報を得る、または、

例えば自殺を支持しない内容であったとしても、故人情報が提示されることにより、自殺に偏った判断が行われる可能性を示唆した。大学生が不審死の捜査について自殺であるとの判断を行う際、どのような情報を手がかりとして利用しているかを理解するうえで、基礎資料となったと考える。

しかし、本研究では、遺書の有無に関する情報を提示しない条件を設定しなかったため、遺書無し情報が大学生の素朴な自殺の判断に及ぼす影響について検討できていない。故人情報の種類を操作しなかったため、どの故人情報が自殺の判断に影響を及ぼしたのかも検討できていない。また、実験に参加した大学生が、自殺であると判断するうえで、遺書の有無および故人情報の提示の有無をどのように解釈していたか検討できていない。遺書や故人情報以外に、故人の犯罪歴や目撃者の証言等の様々な情報が自殺の判断に影響を及ぼす可能性もある。以上の課題を考慮し、自殺の判断に対する理由について自由記述を求める等の工夫をしながら、さらなる検討を行うことが期待される。

#### 引用文献

- Botello, T., Noguchi, T., Sathyavagiswaran, L., Weinberger, L. E., & Gross, B. H. 2013 Evolution of the psychological autopsy: Fifty years of experience at the Los Angeles county chief medical examiner-coroner's office. *Journal of Forensic Sciences*, **58**(4), 924-926.
- Canter, D. 1999 Equivocal death. In Canter, D., & Alison, L. (Eds.), *Profiling in policy and practice*. Dartmouth: Ashgate, pp. 123-156.
- Canter, D. 2005 Suicide or murder? Implicit narratives in the Eddie Gilfoyle case. In Alison, L. (Ed.), *The forensic psychologist's casebook: Psychological profiling and criminal investigation*. Cullompton: Willan, pp. 315-333.
- Canter, D., & Youngs, D. (Eds.), 2009 *Investigative Psychology: Offender Profiling and the Analysis of Criminal Action*. UK: John Wiley & Sons Ltd.
- Dror, I.E. 2018 Biases in forensic experts. *Science*, **360**, 243.
- 池谷 博・櫻田宏一 2018 あたらしい検案・解剖マニュアル 金芳堂.
- 入山 茂 2015 日本の捜査心理学における心理学的検死の展開 犯罪心理学研究, **53**(1), 49-63.
- 入山 茂 2016 死因の推定 日本犯罪心理学会(編) 犯

- 罪心理学事典 丸善書店 pp.254-255.
- 入山 茂 2017 a 捜査関係者と一般市民による死因の帰属特徴—日本方式の心理学的検死の開発に向けて— 公益財団法人日工組社会安全研究財団 2016年度 若手研究助成 研究報告書. [http://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2017/12/RP2016B\\_002.pdf](http://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2017/12/RP2016B_002.pdf) (2020年03月11日).
- 入山 茂 2017 b 自殺と関連する情報の評価—遺書の無い死亡事例における元警察官と一般人の比較— 東洋大学大学院紀要, **54**, 91-104.
- 入山 茂・池間愛梨・桐生正幸 2018 遺書の有る変死事例における自殺と関連しづらい情報の評価—元警察官と一般人の比較— 犯罪心理学研究, **55**(特別号), 166-167.
- Jobes, D.A., Berman, A.L., & Josselson, A.R. 1986 The impact of psychological autopsies on medical examiner' determination of manner of death. *Journal of Forensic Sciences*, **31**, 177-189.
- John, A. 2015 The "CSI Effect" and Its Potential Impact on Juror Decisions. *Research Journal of Justice Studies and Forensic Science*, **3**, 114-126.
- 神奈川県警察本部刑事部検視研究会 1995 ビジュアル記載例 新訂 検視と法医学 東京法令出版.
- 警察庁 2019a 検視官等の体制整備及び適正な死体取扱業務の推進について (通達) 警察庁 <https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/souichi/souichi01/310329-14.pdf> (2019年10月22日).
- 警察庁 2019b 警察白書 令和元年版, 警察庁 <https://www.npa.go.jp/hakusyo/r01/honbun/index.html> (2019年10月22日).
- 警察庁刑事局刑事企画課 1991 逐条解説検視規則・死体取扱規則 東京法令出版.
- 警察庁生活安全局地域課 2007 平成18年中における自殺の概要資料 警察庁 [https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/H18/H18\\_jisatunogaiyou.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/H18/H18_jisatunogaiyou.pdf) (2020年03月11日).
- Knight, M. T. D., Furnham, A., & Lester, D. 2000 Lay theories of suicide. *Psychological Reports*, **29**(3), 453-457.
- 越永重四郎 1979 自殺と遺書 日法医誌, **33**(5), 468-484.
- 久保正行 2019 警察官という生き方 イースト・プレス.
- Kukucka, J., & Kassin, S.M. 2014 Do confessions taint perceptions of handwriting evidence? An empirical test of the forensic confirmation bias. *Law and Human Behavior*, **38**, 256-270.
- 榎引信利 1987 自殺百態—ある刑事調査官の記録— 立花書房.
- 長崎大学医学部法医学教室 2017 検視実務専科 長崎大学医学部法医学教室 <http://www.med.nagasaki-u.ac.jp/legal-m/center/achievement.html> (2020年06月27日).
- 南立宏一郎 2018 米国・ワシントン州における医療安全対策の現状と課題 産業医科大学雑誌, **40**(4), 313-321.
- 日本法医学会 2009 日本型の死因究明制度の構築を目指して—死因究明医療センター構想— 日本法医学会. <http://www.jslm.jp/topics/teigen090119.pdf> (2019年10月22日).
- Nussbaum, S., Trope, Y., & Liberman, N. 2003 Creeping dispositionism: The temporal dynamics of behavior prediction. *Journal of Personality and Social Psychology*, **84**, 485-497.
- Ryan, J.W., & Rachel, M.Y. 2007 the CSI Effect: Now playing in a courtroom near you? *Monitor on Psychology*, **38**(7), 54.
- 芹沢常行 1979 検死読本 立花書房.
- 芹沢常行 1981 検死百態—死体が語る捜査の鍵— 立花書房.
- 死因・身元調査法制研究会 2014 注解 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 立花書房.
- 清水裕士 2016 フリーの統計分析ソフトHAD: 機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案 メディア・情報・コミュニケーション研究, **1**, 59-73.
- シュナイドマン, E.・ファーブロー, N.・大原健士郎・清水 信 (訳) 1975 自殺に関する18章 誠信書房 (Shneidman, E. & Farberow, N. 1957 *Clue to suicide*. New York: McGraw-Hill.).
- 捜査実務研究会 (編) 2008 現場警察官のための死体の取扱い 立花書房.
- 滝沢忠順 1982 検視の実際—自他殺識別の着眼点— 東京法令出版.
- 谷口友梨・池上知子 2018 量刑判断にもたらす心理的距離の影響—事件の発生時期に着目して 法と心理, **18**(1), 99-116.
- 鳥取県警察本部 2012 変死体等措置要綱の制定について (例規通達) 鳥取県警察本部 <https://www.pref.tottori.lg.jp/259790.htm> (2020年06月23日).
- Trope, Y., & Liberman, N. 2010 Construal-level theory of psychological distance. *Psychological Review*, **117**, 440-463.
- 綿村英一郎・分部利紘・高野陽太郎 2009 量刑判断における主観の手がかり—事件非関連情報の量刑判断に与える影響 日本心理学会第73回大会発表論文集, 467.